朝霞市の開発行政のあり方を定める
朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例(案)
に関するご意見等をお寄せください

これまで市では、一定規模以上の開発や建築を行う事業者に統一的な行政指導を行うためのルール(指導要綱)を決めて、まちの環境整備を進めてきましたが、指導要綱には法的な強制力がなく、これに基づく市の行政指導の限界が明らかになってきました。市が市民と事業者とともに地域の実情に応じたまちの環境整備を進めるためには、法的にもしっかりしたルールを定める必要があることから「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例(案)」の制定に向け検討を行ってきました。

市、事業者等および市民等が一体となって、安全・安心で快適な住環境の整備の推進を図り、住みよいまちづくりの実現を目指すため、市民の皆さんからご意見等をいただき、平成20年度内に制定したいと考えています。ぜひ、ご意見等をお寄せください。

対象となるのは次の行為です

中高層建築物の建築

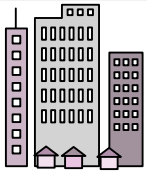

マンションなどの中高層建築物

開発事業

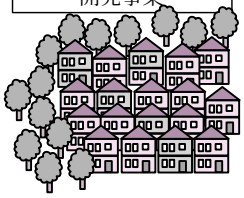

開発区域の面積が500㎡以上のもの

戸数が15以上の建築物の建築

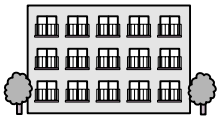

開発区域の面積が500㎡未満のもの(中高層建築物以外の建築物)

第1章　総則

この章では、この条例の全体にわたる総則的な事項を定め、この条例の目的を明らかにするとともに、条例の対象となる行為や必要な用語の定義、条例の目的を達成するための責務の規定、開発事業等が市の総合的な計画等に沿ったものでなくてはならないことを確認する規定を設けています。

第2章　開発事業等

この章では、事業者が対象となる開発事業等を行おうとする場合の手続きに関する規定を設けています。説明が2回、提出されたものの公表が3回、住民の方からの意見書の提出が1回となっています。

朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例(案)

第3章　技術基準

この章では、開発事業等に関連して、直接市民の皆さんの生活に影響する道路・公園などを整備する際に必要な技術的な基準を設けています。

第6章　罰則

この章では、この条例の内容が守られるよう罰則に関する規定を設けています。

第4章　あっせん及び調停

この章では、開発事業等の実施に伴い事業者と皆さんとの間に生じた紛争の解決を図るための規定を設けています。開発事業等によって紛争が生じた場合、当事者が紛争の解決について自主的な努力を尽くしても解決できない場合、市はその紛争のあっせんや調停をできることとし、必要があると認める場合には、事業者に工事の着手の延期または工事の停止を要請することができる規定を設けています。

第5章　雑則

この章では、この条例全体の中での補足的な事項を定め、事業者等が義務違反をした場合の勧告、命令などの罰則につながる規定や関係文書の閲覧などの規定を設けています。

●この条例(案)に関するパブリックコメント(意見募集)を行います●

意見募集期間／3月17日㈪～4月16日㈬(消印有効)
意見を提出できる方／市内に住所または事務所・事業所を有する方、市内に在学・在勤されている方、この条例(案)に関して利害関係がある方
意見提出方法／住所、氏名および意見を記入のうえ、郵送、ファックス、メールまたは直接提出してください。
公表資料／朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例(案)の概要版・条例(案)
資料閲覧場所／**市政情報コーナー、内間木支所、各出張所、各公民館、図書館(本館・北朝霞分館)、市ホームページ、建築課窓口**
意見の公表／提出されたご意見に対して、個別に回答は行いません。また、意見の内容以外の個人情報は公表しません。
注意事項／応募用紙の様式は問いません。電話での受け付けはできません。提出されたご意見は、後日、市ホームページ等で公表する予定です。
提出先・問い合わせ／〒351-8501　朝霞市本町1-1-1　朝霞市役所建築課　内線2593　☎048-463-2585(直通)
FAX048-463-9490　kentiku@city.asaka.saitama.jp(メールで送信する場合は添付ファイルとせず、件名を「開発手続条例の意見」として送信してください)